

湖西市

DX 推進課

新居・内山地区 地上デジタル放送 受信環境再整備業務 要求仕様書

湖西市 DX 推進課

目次

はじめに（初めてお読みになる方へ）	2
用語の説明（本書で使う主な言葉）	2
本仕様書の位置づけと読み方	3
第1章 事業の背景と目的	3
1.1 事業の背景（現状から本事業に至る流れ）	3
1.2 事業の目的	4
1.3 事業に対する課題	5
第2章 本業務の目標	6
第3章 現状の業務と規模	6
3.1 現行の受信環境維持の構造	6
3.2 業務の規模（定量指標）	7
3.3 既存契約・視聴支援の状況	7
第4章 業務範囲・責任分界	7
4.1 本業務の範囲	8
4.2 本業務に関連する契約	8
4.3 責任分界表（前提理解に関する必須要素）	8
4.4 前提条件	10
4.5 制約条件	10
第5章 対象業務の概要	10
第6章 対象業務の詳細要件	11
6.1 実施事項要件（必須）	11
6.2 実施事項要件（提案）	14
6.3 その他要件	15
第7章 作業における詳細要件（承認ポイントと成果品）	15
7.1 承認ポイント（ゲート）設計の方針	15
7.2 承認ポイント一覧	15
7.3 各承認ポイントの詳細	16
第8章 業務遂行に関する要件	18
8.1 プロジェクト管理	18
8.2 体制及び要員（業務工程の定義を含む）	19
8.3 打合せ・報告	20
8.4 本業務の納品物	20
第9章 契約条件	21
9.1 契約期間	21
9.2 支払条件	21
9.3 契約不適合担保責任	22
9.4 法令等の遵守	22
9.5 情報セキュリティ	22
9.6 見積・価格条件	22
第10章 スケジュール概要	23

本書は、新居・内山地区の対象 53 世帯について、ギャップフィラー装置（以下「GF」という。）の停止後も地上デジタル放送を継続して視聴できる環境を整備するため、本業務の範囲、要求事項、成果品及び履行確認の方法を定めるものである。参加資格、提案書の提出方法、審査方法その他の調達手続は、別に定める実施要領による。

はじめに（初めてお読みになる方へ）

本書を初めて読む事業者向けに、本事業の全体像を平易な言葉で先に示す。正式な要件は第1章以降に記載する（本節は理解のための補助であり、本節と各章の内容に齟齬がある場合は各章の記載を優先する）。

何をする事業か 湖西市の新居・内山地区にある53世帯は、現在「ギャップフィラー装置（GF）」という電波の中継機器を通じてテレビ（地上デジタル放送）を視聴している。この装置は設置から12年が経過して古くなり、まもなく停止する。本事業は、装置が止まる前に、各世帯がテレビを視聴し続けられる別の手段（アンテナの向きの調整や、有線方式への切替など）を世帯ごとに用意し、その後の長期運用までを担う業務である。

事業者を求めること（おおまかな流れ） 1. 世帯ごとに最適な手段を調査して決める（設計）2. 各世帯に説明し、同意を得て記録する（住民対応）3. アンテナ調整や回線切替などの工事を行う（工事）4. テレビが視聴できることを確認する（受入試験）5. その後20年間、市への定期的な報告・承認を要することなく、対象世帯が視聴を継続できる契約・サービス提供体制を維持する

提案前に押さえるべき特徴 - 特定の機器・方式に偏らない「中立的な提案」を求める（第2章OBJ-2）。- 工事だけで終わらず、20年間の視聴継続に必要な契約・サービス提供体制と期間満了前の案内までを含む長期事業である。- IT調達用語（機能要件・非機能要件・SaaS・API・データベース等）は用いず、本書では「実施事項要件／品質要件」という言葉で記述する（第4章4.5）。

用語の説明（本書で使う主な言葉）

用語	意味
GF（ギャップフィラー装置）	電波が届きにくい地区にテレビ電波を中継する装置。本事業で停止予定の機器を指す。
偏波差異	電波の振動方向の違い（湖西局＝水平、GF＝垂直）。アンテナの向きを見ただけでは、どちらの電波を受信しているか判別できない原因となる。
受信想定区分①～④	令和7年度の実態調査で世帯ごとに確定した、テレビ受信状況の分類。
「見かけ湖西局／実体GF」世帯	アンテナは湖西局を向いているが、実際にはGFの電波を受信している世帯。GF停止で視聴できなくなるため、個別の現地調査が必要。
承認ポイント（ゲート）	発注者（市）が成果を確認し、次の段階へ進めてよいかを判断する区切り。本事業で使用するIDはG1～G4及びG25とし、G5～G24は使用しない。
業務工程（工程1～7）	納品・進行管理の単位。本書では業務を工程1～7に区分して示す（第8.2節）。
KGI／KPI	事業全体の成果目標（KGI）と、単年度内の対応完了状況を確認する指標（KPI）。

用語	意味
視聴支援期間	工事完了後、市の費用負担により対象世帯の視聴継続を支援する 20 年間。有線方式等については本業務により契約した視聴サービスの提供及び当該サービスに関する問合せ対応を対象とする。アンテナ調整等については、受入試験完了後の再調整、修理又は交換を対象としない。当該期間の満了後は、市による費用負担その他の視聴支援は行わず、各世帯が自己の判断と負担により視聴方法を選択する。
視聴支援	対象世帯が地上デジタル放送を視聴し続けられるようにするための支援全般。本書では、20 年間の視聴継続を政策上の目標とし、本業務（今回契約）では、その実現に必要な初期対応、長期運用方式、費用、責任分界、引継ぎ方法を具体化する。問合せ受付は、対象外となる設備の無償修理、再調整又は受信状態の継続を約するものではない。
PO（プロダクトオーナー）	事業開始時の基本方針及び予算変更を必要とする事項を承認する責任者。本案件では企画部長とする。
PM（プロジェクトマネージャー）	本事業を日常的に管理し、成果品・進捗・課題を確認するプロジェクト担当者。
PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）	PM を支援・審査し、PO までの決裁ルート进行管理する役割。本案件では課長、課長代理等の決裁ルート上の役職者とする。
評価の 4 区分	本書は要求を「前提理解 → 機能 → プロセス → 体制」の 4 区分で整理しており、評価表（別紙）もこの区分に対応する。

本仕様書の位置づけと読み方

本仕様書は、事業の背景と目的、対象範囲、実施事項、作業の進め方、業務遂行体制、契約条件を順に示す。第 7 章では、発注者が確認する区切り（承認ポイント）ごとに、提出物と確認方法を整理する。受注者内部の工程・会議体・作業分担は、提案内容および契約後の協議に委ねる。

本文内リンク: [第 1 章 背景・目的](#)／[第 2 章 目標](#)／[第 3 章 現状・規模](#)／[第 4 章 業務範囲](#)／[第 5 章 業務概要](#)／[第 6 章 詳細要件](#)／[第 7 章 承認ポイント](#)／[G1～G25 一覧](#)／[第 8 章 業務遂行](#)／[第 9 章 契約条件](#)／[第 10 章 スケジュール](#)

第 1 章 事業の背景と目的

1.1 事業の背景（現状から本事業に至る流れ）

【現状の事実】 新居地区 10 世帯・内山地区 43 世帯（集合住宅 1 棟 6 世帯を含む）、合計 53 世帯は、地上デジタル放送の受信障害を補完するため、平成 24 年度（2012 年度）に辺地共聴施設整備事業として設置されたギャップフィラー装置（GF、2 基）を介して地デジを受信している。設

置から 12 年が経過し、装置の標準耐用年数（10 年）をすでに超過しており、間もなく停止予定である。令和 7 年度に 53 世帯を対象とした実態調査を完了し、**受信想定区分 ①～④** が世帯単位で確定している。加えて、湖西局は水平偏波・GF は垂直偏波という **偏波差異** により、見かけ上は湖西局方向にアンテナを向けているが実際には GF 電波を受信している「見かけ湖西局／実体 GF」世帯が複数存在することも判明している。

だからこそ【問題】 GF 装置を更新する場合、受注生産のため納期約 1 年を要するうえ多額の費用を要し、かつ同規模の再投資が 10 年周期で繰り返し発生する。また、GF に依存している住民の多くはその事実を認識していないため、GF 停止を告知なく迎えると広範な受信障害クレームが発生する。さらに、偏波差異による「見かけ湖西局」世帯は、単なるアンテナ方向確認では依存を識別できず、個別の現地技術調査を要する。

これが続くと【影響】 受益者（53 世帯・約 120 名想定）への影響としては、地デジ視聴環境の喪失により情報取得手段（防災・行政・生活）が断たれる。業務への影響としては、市への問合せが集中し、本来業務の遂行が阻害される。財政への影響としては、GF 更新を繰り返すシナリオでは 20 年スパンで複数回の装置更新費用が発生し、代替手段による対応と比べて財政負担が大きい。制度・法令への影響としては、辺地共聴施設整備事業の当初目的（住民間の情報格差の是正）が未達成のまま残存する。

放置すると【リスク】 最悪シナリオは以下の時系列で進行する—(1) GF 装置が事前告知なく停止し、53 世帯で同時多発的に受信障害が発生、(2) 住民から自治体窓口への一斉クレームが発生し、応急対応のため臨時予算措置が必要となる、(3) 代替手段の緊急調達となり競争性が損なわれ調達コストが膨張する、(4) 20 年間の視聴支援の仕組みが設計できず、世帯変動・高齢化に伴う説明責任を果たせない状態が継続する。既知の制約として、GF 装置は受注生産のため在庫による短納期対応が不可能であること、偏波の物理特性は制御不可能であること、令和 8 年度に新居地区で一部有線方式サービスの利用可能性が広がる見込みがあること（事業者側情報に依存）がある。状況悪化の転換点は「GF 装置の実機停止」であり、これが発生する前に代替手段が各世帯で運用開始している必要がある。

そこで【本事業の対応方針】 本事業では、GF 装置更新を選択せず、令和 8 年度前半に実施した情報提供依頼（RFI）により代替手段に関する情報を収集したうえで、同年度内にプロポーザル方式で受注者を選定し、令和 8 年度内に代替手段（アンテナ調整による浜松局等の受信切替、または有線方式等による視聴継続）を世帯ごとに実装する。**本事業が解決する範囲** は、対象 53 世帯の地デジ視聴継続の担保（GF 停止時点から視聴支援期間満了までの 20 年間）と、GF 装置の後年度撤去の前工程整理である。**本事業が解決しない範囲** は、視聴支援期間満了後の各世帯自己負担による視聴継続、今後の放送方式自体の変化（4K/8K 等）への対応、および対象地区以外の共聴施設問題である。本事業は湖西市総合計画の住民情報格差是正施策および DX 推進計画の上位目標と接続する。

1.2 事業の目的

発注者（湖西市）が達成したい状態は以下のとおり。

- ・ **主目的:** GF 停止時点で、対象 53 世帯すべてについて、地デジ視聴継続の手段が確定し運用開始している状態
- ・ **副次目的 1:** 市への定期報告、会議又は承認を要することなく、20 年間の視聴継続に必要な契約・サービス提供体制及び対象世帯への説明の連続性が確保されている状態
- ・ **副次目的 2:** GF 装置が後年度に安全・計画的に撤去可能な状態（本事業は撤去前段までを対象範囲とする）
- ・ **定量目標:** GF 停止後も対象 53 世帯の地デジ視聴継続率 100% を視聴支援期間を通じて維持できる仕組みを単年度内に整備し、GF 更新を回避することで、20 年スパンにわたり装置更新費用を発生させない状態を目指す。各目標と単年度内の確認方法は第 2 章及び第 7 章に示す。
- ・ **上位計画との紐付け:** 湖西市総合計画 施策 22（情報化・DX）、湖西市 DX 推進計画の「住民

情報格差是正」方針

1.3 事業に対する課題

課題 1: 代替手段不在を前提とした過去整備方針の賞味期限切れ

- ・ **現状:** 平成 24 年度時点では有線方式等の選択肢が地区に未整備で、GF 再送信以外に地デジ受信手段が存在しなかった。
- ・ **あるべき姿:** 現時点で利用可能な複数の代替手段（アンテナ調整、有線方式等）を、住民の受信実態に応じて最適に組み合わせて適用できる状態。
- ・ **ギャップの原因:** (1) 整備時点の方針が更新されないまま運用が継続した、(2) 新たに利用可能となった代替手段の技術・費用比較が未整理。
- ・ **本事業での解決アプローチ:** 実施済みの情報提供依頼（RFI）で収集した情報を踏まえ、方式を特定せずに提案を求め、世帯ごとに方式を選定する。本事業では 20 年間の視聴支援範囲の運用を確立するが、視聴支援期間満了後の方式再見直しは対象外とする。

課題 2: 装置更新サイクルによるライフサイクル費用の非効率

- ・ **現状:** GF 更新は 10 年周期で多額の再投資を要し、受注生産で納期約 1 年を伴う。
- ・ **あるべき姿:** 20 年単位のライフサイクル費用が最小化され、かつ装置停止リスクの起因期間が無い状態。
- ・ **ギャップの原因:** (1) 装置方式は 10 年で耐用年数を迎える、(2) 更新期間中は住民の受信が不安定化する、(3) 装置の供給が単一ベンダ依存。
- ・ **本事業での解決アプローチ:** 装置更新自体を回避し、住民の受信環境を個別の代替手段で担保する。装置撤去は別予算の後年度事業で実施する。

課題 3: 対象世帯の受信実態と偏波差異による識別困難性

- ・ **現状:** 偏波差異（湖西局＝水平／GF＝垂直）により、アンテナ向きだけでは GF 依存か湖西局直接受信かを判別できない世帯が存在する。令和 7 年度実態調査で受信想定区分 ①～④は確定したが、境界事例が残る。
- ・ **あるべき姿:** 全対象世帯について、GF 停止後の受信可能性と要対応内容が個別に確定されている状態。
- ・ **ギャップの原因:** (1) 偏波の物理特性は外観から不可視、(2) アンテナ調整の実技的難易度が高い、(3) 世帯側の協力（屋内調査等）が必要。
- ・ **本事業での解決アプローチ:** 受注者による個別現地調査と住民説明を通じて、各世帯の最適方式を確定する。

課題 4: 住民の認知ギャップと説明責任の長期担保

- ・ **現状:** GF 依存世帯の多くは依存を認識していない。世帯主交代・転居・高齢化が 20 年スパンで発生し、その都度の説明が必要となる。
- ・ **あるべき姿:** 住民が代替手段への移行を正しく理解し意思表示している状態、かつ 20 年間の視聴支援期間を通じた説明記録が継承可能な状態。
- ・ **ギャップの原因:** (1) 現行運用で住民への周知機会がなかった、(2) 視聴支援期間 20 年に対する記録保存・引継ぎ方針が未確立。
- ・ **本事業での解決アプローチ:** 個別説明・意思確認記録の文書化（住民説明記録は 20 年相当保存、文書管理上は 30 年保存）及び、市への継続的な運用引継ぎを要しない契約・サービス提供体制を本事業範囲で整備する。

第2章 本業務の目標

発注者が本業務で達成したい状態（事業目標）を、提案を評価する際の基準として以下に示す。各目標の達成状況は第7章の承認ポイントで確認し、その記録の仕組みは第6章 6.1.7 で受注者に求める。本案件は業務効率化型ではなく社会便益型のため、従来の ROI フレームワーク指標とは別建てで本目標を設定している。

目標 ID	目標（達成したい状態）	達成の目安	主な確認時点
OBJ-1	GF 停止時点での全対象世帯の視聴継続確保	対象 53 世帯の視聴継続率 100%（希望世帯基準）を視聴支援期間を通じて維持できる仕組みを単年度内に整備	G4 受入試験／ G25 事業完了
OBJ-2	方式中立的な最適解の選定（特定事業者・特定方式依存からの脱却）	世帯ごとの方式比較及び選定根拠を示した方式比較書の提示	G1 設計承認
OBJ-3	20 年間の視聴支援期間における説明継続性の担保	初期対応、期間満了後の取扱い及び満了前案内に関する記録を継承できる状態を単年度内に整備	G2 住民合意／ G25 事業完了
OBJ-4	ライフサイクル費用の最適化	20 年スパン TCO が GF 更新シナリオ比で優位（GF 更新の繰り返しによる再投資を回避）	G25 総括
OBJ-5	住民の主体的関与による納得性の向上	意思確認取得率 100%、説明の納得性・透明性の向上	G2 住民合意／ G4 受入試験

数値目標の確認方針: 上表の達成状況は、本事業期間中の各承認ポイントで確認する。視聴支援期間中の継続的な測定、市への定期報告又は毎年度の確認は求めない。第6章 6.1.7 は、単年度内の対応完了及び対象世帯への説明・意思確認を証拠化する記録要件として扱う。

第3章 現状の業務と規模

3.1 現行の受信環境維持の構造

現状、対象 53 世帯の地デジ受信は、湖西市が辺地共聴施設として設置・運用する GF 装置 2 基による再送信に依存している。住民は自宅アンテナを通して湖西局方向または浜松局方向の電波を受信しているが、地区の地理的条件（山影）および偏波差異により、実態としての受信経路は世帯ごとに異なる。受信不良時は住民から DX 推進課 DX 推進係へ問合せがあり、現在の GF 保守事業者が装置点検・修理対応を実施している。本事業終了後の視聴サービスに関する通常の問合せは、対象世帯から当該サービスを提供する事業者へ直接行うものとする。

対象は、新居地区 10 世帯および内山地区 43 世帯の合計 53 世帯とする。令和 7 年度実態調査では、有線方式等による代替が必要と想定される世帯が 32 世帯、アンテナ調整等または有線方式等のいずれによるか個別確認を要する世帯が 21 世帯と整理されている。21 世帯のうち 9 世帯については、浜松送信局への受信切替等、アンテナ調整による対応が可能と見込まれている。残る 12 世帯については、現地確認および受信測定により対応方法を決定する。なお、偏波差異（用語の説明を参照）により外観上の判別が難しい世帯があるため、対応方法の決定には現地での受信測定を要する。発注者は、提案書作成に必要な範囲で、個人情報を除いた受信環境調査結果を提案者へ提供する。対象世帯別の詳細資料は契約締結後に提供する。

3.2 業務の規模（定量指標）

指標	値	備考
対象世帯数	53（新居 10 + 内山 43）	戸建 47 + 集合住宅 1 棟 6 世帯
GF 装置	2 基	平成 24 年度設置、耐用年数超過
実態調査実施状況	令和 7 年度完了済	受信想定区分 ①～④ 確定
対応方式群（3 群整理）	有線方式等 32 / アンテナ調整等 9 / 個別判断 12	令和 7 年度実態調査に基づく整理。詳細は付属調査資料
予算額	税抜 15,596,000 円 / 税込 17,155,600 円	上限額。初期対応と視聴支援期間 20 年の長期運用（有線方式等の利用に係る対価を含む）の 合計 に対する上限であり、この範囲内で提案を求める。上限額との対比は税込金額による。記載方法は見積書記載要領（別紙）による（ 見積書の様式は任意 。項目立ては提案者の判断によるものとし、世帯単位の単価・対応方式ごとの内訳の記載は必須としない。第 9.6 節）
後年度 GF 撤去費	別予算	本事業対象外
視聴支援期間	20 年	実装完了後起算
住民説明記録保存期間	20 年相当（文書管理上 30 年設定）	

3.3 既存契約・視聴支援の状況

- **既存 GF 保守契約**: 現在の GF 保守事業者との装置保守契約（本事業開始までは継続、GF 停止後は終了）
- **令和 7 年度実態調査契約**: 別業者・完了済。成果（受信想定区分・世帯別状態）は発注者が提供する受信環境調査資料として活用
- **既存視聴支援契約**: なし（本事業にて新規に 20 年視聴支援の仕組みを設計）

第 4 章 業務範囲・責任分界

4.1 本業務の範囲

本業務には、対象世帯ごとの受信状況の確認、受信測定、アンテナの方向調整その他必要な受信設備の調整、調整後の視聴確認及び記録作成を含むものとする。アンテナ調整等により安定した受信を確保できない場合は、有線方式等による代替措置を実施すること。対応方法は、令和7年度実態調査の結果、現地条件、受信測定結果、継続的な視聴の安定性及び費用を踏まえ、発注者と協議のうえ世帯ごとに決定する。世帯ごとの該当区分（方式区分）に関する最終的な判断は発注者が行う。

本業務の範囲（やる）：

- ・対象 53 世帯への代替手段（アンテナ調整および／または有線方式等への切替）の個別実装
- ・世帯単位の現地調査（偏波差異・受信実態の確認）
- ・住民への個別説明・意思確認・記録の文書化
- ・実装完了後 20 年間の視聴支援に関わる契約・サービス提供体制の整備
- ・視聴支援期間中に、対象世帯から視聴サービスを提供する事業者へ直接問合せ等を行うことができる体制の整備。市への定期報告、定例会又は毎年度の承認は求めない
- ・視聴支援期間満了後の取扱いに関する対象世帯への説明・確認及び期間満了前の案内体制の整備
- ・視聴支援期間 20 年間の視聴継続に必要となる費用（有線方式等の利用に係る対価を含む）。**その総額は提案時に確定し、後年度の追加請求は行わない**（第 9.2・9.6 節）
- ・本事業終了時点での引継資料一式の整備

本業務の範囲外（やらない）：

- ・GF 装置本体の撤去工事（後年度別予算・別事業）
- ・視聴支援期間満了後（21 年目以降）の利用料、設備費その他の費用負担並びに湖西市による契約更新、視聴方法の提供その他の支援
- ・アンテナ調整等により視聴環境を整備した世帯について、受入試験完了後に生じた受信環境の変化、設備の経年劣化、風雨等の外的要因、建物の改修又は対象世帯が所有する機器の故障等に伴う再調整、修理若しくは交換。ただし、本業務の契約不適合に該当する場合を除く
- ・放送方式そのものの変更（4K/8K 等）への対応
- ・対象 53 世帯以外への拡張

4.2 本業務に関連する契約

契約名	当事者	本業務との関係
令和 7 年度実態調査契約	湖西市／別事業者（完了）	成果を受信環境調査資料・実装前提として使用
既存 GF 保守契約	湖西市／現 GF 保守事業者	本業務による代替手段運用開始後に契約終了
代替手段サービス提供契約（複数可）	代表業者／サービス提供事業者	本業務の実装の一部として締結
後年度 GF 撤去事業	湖西市／未定	本業務で引継資料を整備

4.3 責任分界表（前提理解に関する必須要素）

本表は、本市が本業務の企画段階で確定した前提条件及び責任分界の骨格に基づき、4 主体の役割を明示する。受注者側の内部分担は代表業者の裁量とし、本仕様書では規定しない。

項目	発注者（湖西市）	代表業者	アンテナ調整協力業者	有線方式等サービス事業者
全体進行管理	◎	○	△	△
住民説明・意思確認	◎	○	△	△
設計（世帯別対応方針）	○	◎	○	○
アンテナ調整実工事	—	○	◎	—
有線方式等切替実工事	—	○	—	◎
視聴確認・受入試験立会	○	◎	○	○
視聴支援期間中の対象世帯からの通常問合せ	△	○	△	◎
GF 停止・撤去その他必要な連絡調整	◎	○	△	○
視聴支援期間満了前の対象世帯への案内	△	○	—	◎
GF 装置撤去（後年度別契約）	○	—	—	—
法令遵守（個人情報・景観等）	◎	◎	◎	◎
契約不適合是正	○	◎	○	○
予算執行・契約管理	◎	—	—	—
対象世帯の該当判断（方式区分の確定）	◎	○	△	△

凡例: ◎ 主担当 / ○ 協力 / △ 助言 / — 関与なし

注記: 本表は公告時点における発注者の整理である。個別世帯の現地条件により調整を要する場合は、第 8.1 節の変更管理により協議する。視聴支援期間中の通常問合せは、本業務により契約した有線方式等の視聴サービスに関するものに限る。アンテナ調整等に対応した世帯の受入試験完了後の再調整、修理又は交換は、契約不適合に該当する場合を除き、この通常問合せ対応及び 20 年間の視聴支援に含まない。

視聴支援期間満了後の視聴方法の選択、契約及び費用負担は対象世帯による。湖西市へ運用又は費用負担を引き継ぐものではない。

制約: 同一行で ◎ が複数ある項目（法令遵守）は各当事者が独立に主担当責任を負うことを意味する。一般項目では同一行に ◎ を 2 つ以上置かない運用とする。

4.4 前提条件

- 令和 7 年度実態調査の結果（受信想定区分 ①～④、偏波情報）が発注者から提供されること
- 令和 8 年度中に議員全員協議会での報告が行われること
- 新居地区で令和 8 年 4 月以降に一部有線方式サービスの利用可能性が広がる見込み（事業者側情報に依存）
- GF 装置の物理的停止時期が、代替手段実装完了時期より後ろにずれ込まないこと
- 実態調査結果は、提案書作成に必要な範囲で個人情報を除いた集計版を提案段階で提供し、対象世帯別の詳細資料は契約締結後に提供すること
- 有線方式等を選択する世帯にかかる電柱等の共架許可の取得には一定期間（目安 2 か月～半年）を要する見込みであり、許可の可否は電柱所有者の判断によること

4.5 制約条件

- 予算:** 税抜 15,596,000 円／**税込 17,155,600 円**。初期対応及び視聴支援期間 20 年の長期運用（有線方式等の利用に係る対価を含む）の**合計に係る上限額**とし、この範囲内で提案を求める。上限額との対比は税込金額による
- スケジュール:** 令和 8 年度内の実装完了（受入試験承認 G4 まで）、視聴支援期間 20 年
- セキュリティ分類:** 3B（個人情報を含む、LGWAN 系取扱）。湖西市情報セキュリティポリシー（2025 年 4 月版）に準拠
- 用語制約:** 「機能要件／非機能要件／SaaS／API／データベース」などの IT 調達用語を使用しない。本書では「実施事項要件／品質要件」を用いる
- 文書保存:** 住民説明記録は 20 年相当保存（文書管理上は 30 年保存設定）
- 発注者直接やりとり禁止:** 受益者住民との契約交渉等について受注者が発注者を代行する範囲は責任分界表に従う
- 共架許可依存:** 有線方式等による対応の実現可能性は、電柱等の共架許可の取得可否に左右されること

第 5 章 対象業務の概要

本業務は以下の業務群で構成される。詳細要件は第 6 章、承認ポイントは第 7 章で定義する。各業務群が対応する業務工程（工程 1～7）は第 8.2 節に示す。

業務群 ID	名称	概要	対応工程
B-01	対応方針設計	世帯別の方式選定・住民対応計画の設計	工程 2
B-02	住民個別説明・意思確認	53 世帯への個別説明、意思確認記録の作成	工程 4
B-03	アンテナ調整・回線切替工事	受信想定区分に応じた物理工事の実施	工程 5
B-04	受入試験・視聴開始確認	世帯単位の視聴確認	工程 5
B-05	長期視聴支援体制の確保	市への定期的な関与を要しない 20 年間の契約・サービス提供体制及び期間満了前の案内体制の整備	工程 6

業務群 ID	名称	概要	対応工程
B-06	引継資料整備	後年度撤去事業への引継ぎ	工程 7

第 6 章 対象業務の詳細要件

6.1 実施事項要件（必須）

6.1.1 世帯別対応方針の設計と方式選定（必須）

- ・ **内容:** 有線方式等 32 世帯・アンテナ調整等 9 世帯・現地確認による個別判断 12 世帯の 3 群整理（第 3 章）を前提として、対象 53 世帯それぞれについて、アンテナ調整（浜松局等への切替）／有線方式等への切替／辞退（受信喪失受容）の 3 区分のいずれかを選定し、選定根拠書を作成する。アンテナ調整等により安定した受信を確保できない場合は、有線方式等による代替措置を実施すること。対応方法は、実態調査の結果、現地条件、受信測定結果、継続的な視聴の安定性及び費用を踏まえ、発注者と協議のうえ世帯ごとに決定する（世帯ごとの該当区分に関する最終判断は発注者が行う）。既存アンテナ設備は経年劣化により再利用できず全交換が必要となる場合があること、建物の位置により受信できない場合があることを設計時の確認事項に含める。「見かけ湖西局／実体 GF」世帯の識別方針を含める。
- ・ **品質基準:**
 - 全 53 世帯について方針が文書化されていること（カバレッジ 100%）
 - 3 群（有線方式等 32 世帯・アンテナ調整等 9 世帯・個別判断 12 世帯）を前提とした選定根拠が、受信想定・現地条件・受信測定結果・視聴の安定性・費用の観点で示されていること
 - 対象世帯の該当区分（方式区分）に関する最終判断が発注者との協議に基づくものであることが記録されていること
 - 特定事業者・特定方式の前提が明文として排除されていること（サービス中立性）
- ・ **確認の承認ポイント:** G1 設計承認
- ・ **根拠:** 第 1 章 課題 1・課題 3 に対応。

6.1.2 住民個別説明と意思確認記録の文書化（必須）

- ・ **内容:** 対象 53 世帯それぞれに対し、GF 停止の事実・現在の受信実態・代替手段の選択肢・費用負担範囲・視聴支援の内容を、全体説明に続く個別対応として説明し、世帯主等の意思確認を文書化する。方式別の支援範囲として、有線方式等は本業務により契約した視聴サービスの提供及び当該サービスに関する問合せ対応を対象とする一方、アンテナ調整等は受入試験の完了及び契約不適合への対応をもって本業務による対応を完了し、その後の再調整、修理又は交換は対象としないことを説明する。あわせて、視聴支援期間が 20 年間であること、期間満了後は湖西市による費用負担その他の視聴支援が終了すること及び満了後の視聴方法に係る契約・費用は対象世帯の判断と負担になることを説明し、その説明を受けたことを書面で確認する。高齢世帯については家族等への確認を含めた配慮を行う。集合住宅（1 棟 6 世帯）については管理会社・所有者との調整を含む集合住宅単位の説明手順を併設する。不在・辞退・立会い拒否等のレアケースについては、発注者への最終確認を経て対応方針を文書化する。
- ・ **品質基準:**
 - 意思確認取得率 100%（不在等の場合の最終確認手順を明文化すること）
 - 高齢世帯への配慮（家族等への確認等）の実施記録があること
 - 説明記録は 20 年相当保存可能な形式（文書管理上 30 年保存設定）で作成

- 偏波差異による「見かけ湖西局」世帯への説明内容が明示されていること
 - 辞退世帯の取扱い（受信喪失受容の文書化、立会い拒否等のレアケースを含む発注者最終確認の記録）が含まれていること
 - 説明確認書に、方式別の視聴支援範囲、アンテナ調整等について受入試験完了後の再調整等が対象外であること、視聴支援期間、期間満了後の市の費用負担がないこと、対象世帯自身の判断・負担となること及び期間満了前に事業者から案内が行われることが明記されていること
 - 対象世帯へ説明確認書の控えを交付し、確認書を世帯別意思確認記録の一部として納品すること
- ・ **確認の承認ポイント:** G2 住民合意確認
 - ・ **根拠:** 第 1 章 課題 4（認知ギャップ・説明継続性）。

6.1.3 代替手段の実装工事（必須）

- ・ **内容:** 世帯別対応方針に基づき、アンテナ調整および／または有線方式等への切替工事を実施する。有線方式等を選択する世帯については、電柱等の共架許可の取得後に着工する。共架許可の取得には一定期間を要し、許可が得られない場合があることを前提条件として扱い、その場合の代替方針は提案事項（6.2.7）とする。アンテナ調整による対応は共架許可を要さないため、住民立会いのもと先行して着工できる。工事は一括の契約に内包する。
- ・ **品質基準:**
 - 設置後の視聴確認率 100%（世帯別に確認）
 - 工事起因の住民からの重大クレーム 0 件
 - 共架許可の申請状況・取得時期が進捗管理上追跡可能であること
 - 工事期間中の事故・安全管理記録の整備
 - 個人情報（世帯情報）の取扱いが湖西市情報セキュリティポリシーに準拠
 - アンテナ調整等について、受入試験完了時の受信状態及び施工内容が記録され、契約不適合に該当する場合の対応期間・窓口と、その後の再調整、修理又は交換が 20 年間の視聴支援に含まれないことが明確であること
- ・ **確認の承認ポイント:** G3 工事検収
- ・ **根拠:** 第 1 章 課題 2・課題 3、第 2 章 OBJ-1。

6.1.4 受入試験と視聴開始確認（必須）

- ・ **内容:** 世帯単位での視聴確認試験を実施し、運用開始の可否を確認する。受益者（住民）視点での機能確認を含む。切替・試験の実施時期は、選挙期間や大規模な放送イベント期間を避けるよう検収計画に反映する。
- ・ **品質基準:**
 - 全対応世帯について視聴確認記録の作成
 - 障害発生時の対応記録化
 - 集合住宅は共用設備と各戸の両面確認
 - 切替・試験の実施時期が選挙期間・大規模放送イベント期間を回避する計画になっていること
- ・ **確認の承認ポイント:** G4 受入試験承認
- ・ **根拠:** 第 2 章 OBJ-1。

6.1.5 長期視聴支援の運用体制整備（必須）

- ・ **内容:** 20 年間の視聴継続を政策上の目標とし、本業務ではその実現に必要な初期対応後の契約、費用負担、サービス提供体制、対象世帯からの問合せ先及び視聴支援期間満了前の案内方法を具体化する。実装完了時点で対象世帯への対応を完了し、市への定期報告、定例会又は毎年度の承認を要しない状態を整備する。視聴支援期間中の通常の問合せは、本業務により契約した有線方式等の視聴サービスに関するものに限り、対象世帯から当該サービ

スを提供する事業者が直接受け付けるものとする。アンテナ調整等により視聴環境を整備した世帯については、受入試験の完了及び契約不適合への対応をもって本業務による対応を完了する。受入試験完了後に生じた受信環境の変化、設備の経年劣化、風雨等の外的要因、建物の改修又は対象世帯が所有する機器の故障等に伴う再調整、修理若しくは交換は、20 年間の視聴支援に含まない。問合せを受け付けることは、対象外となる設備の無償修理、再調整又は受信状態の継続を約するものではない。

- **品質基準:**
 - 20 年間の視聴継続を実現する運用の仕組み（契約・体制）が明示されていること
 - 市への定期報告、定例会又は毎年度の承認を前提としない体制であること
 - 有線方式等を利用する対象世帯が、本業務により契約した視聴サービスについて当該サービスを提供する事業者へ直接連絡できること
 - アンテナ調整等について、契約不適合への対応と、受入試験完了後の再調整、修理又は交換との責任境界が明示されていること
 - 代表業者の社内体制変更・担当者交代時の引継ぎ手順が規定されていること
 - 住民説明記録が 20 年相当保存できる管理が組み込まれていること
 - 視聴支援期間満了前の適切な時期に、事業者から対象世帯へ、満了日、満了後の取扱い、自己負担で現在の視聴方法を継続する場合の手続及び費用その他の選択肢を案内すること
 - 視聴支援期間満了後に、市へ運用又は費用負担を引き継ぐことを前提としないこと
- **確認の承認ポイント:** G4 受入試験承認及び G25 事業完了・引継確認。G5～G24 による毎年度の確認は行わない。
- **根拠:** 第 1 章 課題 4、第 2 章 OBJ-3。

6.1.6 後年度 GF 撤去事業への引継資料整備（必須）

- **内容:** 本業務の単年度完了時に、後年度 GF 撤去事業（別事業）に向けた引継資料一式を整備する。
- **品質基準:**
 - 引継資料が残存課題リスト・最終報告書・原本データ一式を含むこと
 - 後年度撤去事業者が本資料単独で現地条件を把握できる粒度
- **確認の承認ポイント:** G25 事業完了・引継確認
- **根拠:** 第 1 章 1.1 の本事業の対応方針（本事業スコープ外の撤去前工程整理）、第 2 章 OBJ-2。

6.1.7 対応完了記録及び確認資料の整備（必須）

- **内容:** 初期対応の完了時に、対象世帯別の対応方法、視聴確認結果、説明・意思確認、20 年間の視聴方法及び期間満了後の取扱いを確認できる記録及び様式を受注者が整備する。本案件は IT システム開発を伴わず、視聴支援期間中の継続的な測定、市への定期報告又は毎年度の確認は求めない。
- **品質基準:**
 - 初期対応の完了時に、対象世帯別及び対応方式別の対応結果を確認できること
 - 対象世帯への説明事項、意思確認結果及び説明確認書の交付状況を確認できること
 - 視聴支援期間、期間満了後の取扱い及び期間満了前の案内方法が記録されていること
 - 記録の保存期間及び管理方法が規定され、担当者交代時に第三者が内容を確認できること
- **確認の承認ポイント:** G4 受入試験承認（初期対応完了時の記録確認）及び G25 事業完了・引継確認。G5～G24 による毎年度の確認は行わない。
- **根拠:** 対象 53 世帯への対応、説明及び意思確認が単年度内に完了したこと並びに視聴支援期間満了後の取扱いが説明されたことを、客観的に確認できる証跡を残すため。

6.2 実施事項要件（提案）

必須要件を満たしたうえで、受注者の知見・工夫が価値を生む差別化軸として提案を求める事項。本事業の中核課題（技術方式の最適化／長期視聴支援（20 年）の実現手段／リスク対応 等）に対する提案内容を主要な評価対象とする。価格・実績のみで決めるのではなく、これらの提案差別化軸をプロポーザル審査の中心に据える。

6.2.1 住民コミュニケーション向上策の提案

- ・ **内容:** 高齢世帯・集合住宅世帯への説明方法、対象世帯からサービス提供事業者への直接の問合せ方法、視聴支援期間満了前の案内、多言語化対応、Web 化された説明資料等の上乗せ提案を期待する。
- ・ **関連する承認ポイント:** G1 設計承認、G2 住民合意確認
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-5 達成度への寄与

6.2.2 方式中立性を強化する事業者間連携設計の提案

- ・ **内容:** 複数のアンテナ調整事業者・有線方式等サービス事業者との並列連携、世帯側のセカンドオピニオン確保、既に他社サービスを利用している世帯への手続き案内の工夫等の提案を期待する。
- ・ **関連する承認ポイント:** G1 設計承認
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-2 達成度への寄与

6.2.3 長期視聴支援期間を通じた運用効率化・ナレッジ継承策の提案

- ・ **内容:** 20 年間のサービス提供に必要な事業者内部の担当者交代、組織変更又は再委託先変更等に対する継続性確保策の提案を期待する。市への定期報告又は承認を前提としないものとする。
- ・ **関連する承認ポイント:** G4 受入試験承認、G25 事業完了・引継確認
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-3 達成度への寄与

6.2.4 ライフサイクル費用最適化に向けた追加的コスト低減策の提案

- ・ **内容:** 工事単価の工夫、集合住宅の一括工事、後年度撤去事業との共通化可能な資材選定、資材・人件費が変動する環境下でのコスト管理の工夫等の提案を期待する。
- ・ **関連する承認ポイント:** G3 工事検収
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-4 達成度への寄与

6.2.5 世帯群別の方式選定最適化アプローチの提案

- ・ **内容:** 必須要件 6.1.1（世帯別方式選定）を満たしたうえで、有線方式等 32 世帯・アンテナ調整等 9 世帯・個別判断 12 世帯の 3 群を前提として、各群内および群間での方式選定の最適化アプローチ（アンテナ調整／有線方式等の組合せ最適化、個別判断 12 世帯についてアンテナ調整等と有線方式等のいずれで対応するかの根拠提示、「見かけ湖西局／実体 GF」世帯の識別・判定手法、集合住宅の共用設備を含む方式設計の工夫等）を提案する。特定事業者・特定方式に依存しない中立的な比較検討の枠組みを示すこと。
- ・ **関連する承認ポイント:** G1 設計承認
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-1 / OBJ-2 達成度への寄与

6.2.6 長期視聴支援（20 年）の実現方式と事業継続性の提案

- ・ **内容:** 必須要件 6.1.5 および第 8.2 の継続性担保を満たしたうえで、20 年間の視聴継続という政策目標の実現に必要な履行義務（初期対応後の長期運用方式・費用・責任分界・引継ぎ方法）を具体化する中心的な提案として、長期の契約構造（一括契約・必要時確認・世帯数

の増減時の扱い等)、代表業者の撤退・組織変更時の第三者移管の担保方法、再委託先の継続性確保、支援範囲・免責の明確化等を提案する。あわせて、視聴支援期間満了前の対象世帯への案内時期及び方法、満了後に現在の視聴方法を自己負担で継続する場合の手続・費用の示し方その他の円滑な移行方法を提案する。

- ・ **関連する承認ポイント:** G1 設計承認
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-1 / OBJ-3 達成度への寄与

6.2.7 想定リスクへの予防・低減策の提案

- ・ **内容:** 第 8.1 の主要リスク（偏波差異による受信成立失敗／住民辞退による視聴継続率の目標未達／長期視聴支援期間中の代表業者撤退／GF 装置の予期せぬ停止／電柱等の共架許可が得られない場合／資材調達の逼迫や物価変動）に対し、必須の対応方針記述を超える予防・早期検知・低減の工夫を提案する。特に偏波差異の困難世帯に対する技術的予防策、住民辞退を抑制する説明・合意形成の工夫を含む。
- ・ **関連する承認ポイント:** G1 設計承認
- ・ **関連目標:** 第 2 章 OBJ-1 / OBJ-5 達成度への寄与

6.3 その他要件

- ・ **情報セキュリティ:** 個人情報（世帯情報・意思確認記録）の取扱いは湖西市情報セキュリティポリシー（2025 年 4 月版、分類 3B）に準拠。LGWAN 系相当の取扱を原則とする。
- ・ **サービス中立性:** 提案書・成果品のすべてにおいて、特定事業者・特定方式への依存を示唆する記述を禁止し、中立表現（「有線方式等」等）を用いる。
- ・ **用語:** 本件で納品される成果品において、「機能要件／非機能要件／SaaS / API / データベース」等の IT 調達用語の使用を避ける。

第 7 章 作業における詳細要件（承認ポイントと成果品）

7.1 承認ポイント（ゲート）設計の方針

- ・ **採用パターン:** 委託事務・物理工事型
- ・ **選定理由:** 本案件は (1) 物理工事（アンテナ調整・回線切替）を含み、(2) 住民対応・意思確認が必要であり、(3) 20 年の長期視聴支援を伴うため、「物理工事・住民対応・現地作業を含む委託事務型」として当該パターンが最適。
- ・ **原則:** 本章は発注者の承認ポイント（ゲート）のみを規定する。各承認ポイントを通過するための受注者内部の作業手順・工程構成（設計／住民／工事／受入／運用／引継ぎ等のフェーズ定義や会議体）は **受注者の裁量とする**（本仕様書のゲート中心設計および発注者・受注者の文書責務境界に従う）。

7.2 承認ポイント一覧

※ 役職名ではなくプロジェクト上の役割で示す。PM が日常確認、PMO が審査・例外管理を担う。PO への付議は、G1 の基本方針承認及び予算変更を必要とする事項に限定する。

承認ポイント ID	名称	承認意図（概要）	確認・承認体制
G1	設計承認	対応方針（世帯別対応・方式選定）＋提案要素（方式最適化・長期視聴支援実現方式・リスク対応）の妥当性確認	PM 確認 → PMO 審査 → PO 承認
G2	住民合意確認	対象世帯の意思確認完了の確認	PM 確認（例外時 PMO、予算変更時 PO）
G3	工事検収	物理工事品質の確認	PM 検査 → PMO 承認（予算変更時 PO）
G4	受入試験承認	全対象世帯への対応完了及び受益者視点での視聴確認	PM 確認 → PMO 承認（予算変更時 PO）
G5-G24	使用しない（予約 ID）	本事業は単年度で完了するため、毎年度の確認・承認ポイントは設定しない	—
G25	事業完了・引継確認	単年度内の事業完了及び後年度撤去事業等への引継ぎ整理完了確認	PM 確認 → PMO 承認（予算変更時 PO）

本事業で使用する承認ポイントは G1～G4 及び G25 の 5 点である。G5～G24 は過去版との ID 互換性を保つため予約 ID として残すが、本事業では使用しない。受注者・発注者のいずれにも、毎年度のプロジェクト上の確認、承認、会議又は報告を求めない。

7.3 各承認ポイントの詳細

7.3.1 G1 設計承認

- **承認意図:** 対応方針（世帯別対応・方式選定）の妥当性を確認し、住民対応および工事に進める判断を行う。サービス中立性原則が設計に反映されているかを含む。あわせて要求事項（提案）として、方式選定最適化アプローチ（6.2.5）、長期視聴支援（20 年）の実現方式・事業継続性（6.2.6）、想定リスクへの予防・低減策（6.2.7）、方式中立性を強化する事業者間連携設計（6.2.2）の妥当性・実現可能性を確認する。
- **必要成果品:** (1) 対応方針書、(2) 方式選定根拠書、(3) 住民対応計画書、(4) スケジュール計画書、(5) 長期視聴支援実現方針書・事業継続計画書（20 年間の視聴支援の履行体制・継続性の裏付け。6.2.6 に対応）。
- **確認方法:** 書類審査＋担当者間協議。
- **確認・承認体制:** PM 確認 → PMO 審査 → PO 承認。
- **決定オプション:** 承認 / 差し戻し / 条件付承認。
- **関連 KPI/KGI 達成度確認:** 本承認ポイント時点では実測値は発生しない。対象世帯別の対応完了及び説明・意思確認を記録する方法が、対応方針書内で設計されていることを確認する。
- **関連実施事項要件:** 6.1.1（必須）、6.2.2 / 6.2.5 / 6.2.6 / 6.2.7（提案）
- **想定時期:** 契約後 1 か月。

7.3.2 G2 住民合意確認

- **承認意図:** 対象 53 世帯の意思確認が完了し、工事着手の前提が整ったことを確認する。
- **必要成果品:** (1) 世帯別意思確認記録（視聴支援期間満了後の取扱いに関する説明確認を含む）、(2) 合意書一覧、(3) 未合意世帯の対応方針書（辞退世帯を含む）。
- **確認方法:** 書類審査 + 抽出現地確認。
- **確認・承認体制:** PM 確認。未合意世帯、辞退その他の例外は PMO が判断し、予算変更を必要とする場合のみ PO へ付議する。
- **決定オプション:** 承認 / 差し戻し / 未合意世帯の個別対応指示。
- **関連 KPI/KGI 達成度確認:** KPI-1（世帯別意思確認完了率）、KPI-8（対応方針辞退世帯の文書化率）の初期測定値を取得・確認する。
- **関連実施事項要件:** 6.1.2
- **想定時期:** 契約後 1～2 か月。

7.3.3 G3 工事検収

- **承認意図:** 電柱等の共架許可の取得を前提として着手した物理工事（アンテナ調整・回線切替等）の品質が仕様を満たし、受入試験に進められることを確認する。
- **必要成果品:** (1) 工事完了報告書、(2) 品質検査記録、(3) 施工写真一式、(4) 安全管理記録。
- **確認方法:** 書類審査 + 現地確認。
- **確認・承認体制:** PM 検査 → PMO 承認。是正等に予算変更を必要とする場合のみ PO へ付議する。
- **決定オプション:** 承認 / 差し戻し / 部分承認（補修指示）。
- **関連 KPI/KGI 達成度確認:** KPI-2（アンテナ調整工事成功率）、KPI-3（有線方式等切替工事成功率）を世帯別に測定・確認する。
- **関連実施事項要件:** 6.1.3
- **想定時期:** 契約後 2～3 か月。

7.3.4 G4 受入試験承認

- **承認意図:** 受益者（住民）視点での機能確認が完了し、運用開始できることを確認する。
- **必要成果品:** (1) 受入試験報告書、(2) 受益者視認確認記録、(3) 障害対応記録。
- **確認方法:** 書類審査 + 現地立会確認。
- **確認・承認体制:** PM 確認 → PMO 承認。追加対応等に予算変更を必要とする場合のみ PO へ付議する。
- **決定オプション:** 承認 / 差し戻し / 条件付承認。
- **関連 KPI/KGI 達成度確認:** KPI-4（受入試験時の視聴確認率）を測定・確認する。あわせて、対象世帯別の対応、視聴確認、説明・意思確認及び期間満了後の取扱いが記録されていることを確認する。
- **関連実施事項要件:** 6.1.4
- **想定時期:** 契約後 3～4 か月。

7.3.5 G5-G24（本事業では使用しない予約 ID）

- **取扱い:** 対象世帯への対応、視聴確認、長期視聴支援の仕組み整備及び引継ぎを令和 8 年度内に完了するため、G5～G24 は設定しない。
- **確認・承認・成果品:** なし。受注者・発注者のいずれにも、毎年度のプロジェクト上の確認、承認、会議又は報告を求めない。
- **20 年間の視聴支援との関係:** 視聴支援期間は、契約された支援が存続する期間であり、本プロジェクトの管理期間ではない。対象世帯からの通常の問合せは、対象世帯と視聴サービスを提供する事業者との間で対応する。市への毎年度の確認、承認、会議又は報告は行わな

い。ただし、GF の停止・撤去、契約上の手続その他必要な事項に関する連絡調整を妨げない。

7.3.6 G25 事業完了・引継確認

- **承認意図:** 対象世帯への対応、視聴確認、長期視聴支援の仕組み整備及び後続事業（GF 撤去等）への引継ぎを令和 8 年度内に完了し、本プロジェクトを終結できることを確認する。
- **必要成果品:** (1) 引継資料一式、(2) 残存課題リスト、(3) 最終報告書。
- **確認方法:** 書類審査 + 引継会議。
- **確認・承認体制:** PM 確認 → PMO 承認。追加整理等に予算変更を必要とする場合のみ PO へ付議する。
- **決定オプション:** 契約終了承認 / 追加整理指示。
- **関連 KPI/KGI 達成度確認:** KGI-1（対象 53 世帯の視聴継続率）、KGI-2（20 年スパンの GF 更新回避見込額）及び KGI-3（住民説明の納得性・透明性）について、本事業完了時点の達成状況を総括する。
- **関連実施事項要件:** 6.1.6
- **想定時期:** G4 承認後、令和 8 年度内。

第 8 章 業務遂行に関する要件

本章の体制要件は、第 6 章の実施事項とは分けて整理する。

体制要件 ID	対応章	要件名	区分
ORG-001	8.1, 8.2, 8.3	全体進行管理・単一窓口・対象世帯問合せ体制	必須
ORG-002	8.2, 8.4	協力業者活用と 20 年継続性担保体制	必須
ORG-003	8.3, 8.4, 9.3～9.5	報告体制・個人情報管理手順・契約不適合是正体制	必須

8.1 プロジェクト管理

対応体制要件: ORG-001

- **進捗管理:** 第 7 章の承認ポイント単位のマイルストーン管理を行う。各承認ポイントの想定時期から遅延が発生する場合は、遅延発生時点で発注者へ速やかに通知すること。
- **課題管理:** 課題の起票・担当者アサイン・期限管理・クローズまでのライフサイクルを文書化する。未解消課題は G25 事業完了・引継確認の残存課題リストに含める。
- **変更管理（統合変更管理プロセス）:** 対象世帯の追加・削除、方式変更、視聴支援条件の変更、スケジュール重大変更は発注者承認を要する変更とする。変更管理記録は月次で発注者に提出する。
- **リスク管理:** 本案件の主要リスクー(1) 偏波差異による受信成立失敗、(2) 住民辞退により視聴継続率が目標未達、(3) 20 年間の視聴支援中の代表業者撤退、(4) GF 装置の予期せぬ停止ーについて、各リスクの対応方針を記述すること。

8.2 体制及び要員（業務工程の定義を含む）

対応体制要件: ORG-001, ORG-002

発注者との窓口（単一窓口原則・必須）

- ・ **発注者側窓口:** 湖西市 DX 推進課 DX 推進係を本事業期間中の主管窓口とする。PM を実務窓口とし、PMO が審査・例外管理を行う。PO への付議は基本方針又は予算変更に関する事項に限る。G25 完了後に GF の停止・撤去、契約上の手続その他必要な連絡調整が生じた場合は、発注者がその時点で指定する窓口を通じて対応する。
- ・ **受注者側窓口:** 代表業者の窓口担当者を単一化し、発注者との連絡を一元化すること。窓口担当者の経験・資格要件（住民対応経験・電気通信工事経験等）を明示。
- ・ **緊急時の代替窓口:** 主担当者不在時の代替者を指定すること。

受益者（住民）との窓口（住民対応案件のため必須）

- ・ **問合せ受付:** 対象世帯が視聴サービスを提供する事業者へ直接連絡できる経路を整備し、視聴支援期間中の受付方法を提案で明示すること。
- ・ **必要時の連絡調整:** GF の停止・撤去、契約上の手続、サービス提供の継続に重大な影響を及ぼす事象その他必要な事項については、発注者が指定する窓口と連絡調整すること。

業務工程の定義（管理単位） 本事業は以下の 7 工程で構成される。すべて物理作業・委託事務のため IT 開発方式には該当しない。このうち工程 1～工程 3 は発注者側の調達手続であり、**受注範囲には含まない**（本業務の位置づけを示すために参考として掲げる）。

工程	名称	見込期間	発注者窓口
（参考）工程 1	代替手段に関する情報収集（RFI）－ 実施済	令和 8 年度前半	DX 推進係
（参考）工程 2	要求仕様書・プロポーザル仕様の確定－ 実施済	令和 8 年 8 月	DX 推進係
（参考）工程 3	プロポーザルの実施と受注者の選定	令和 8 年 8 月～9 月	DX 推進係
工程 4	住民説明・意思確認プロセス	令和 8 年 10 月～11 月	DX 推進係
工程 5	アンテナ調整・回線切替工事	令和 8 年 11 月～令和 9 年 3 月（令和 8 年度内完了）	DX 推進係
工程 6	長期視聴支援	G4 受入試験承認後 20 年間	原則として対象世帯とサービス提供事業者との間で対応。必要な場合は発注者が指定する窓口
工程 7	GF 装置撤去	後年度（別予算）	本業務範囲外（引継資料のみ）

※ 本要求仕様書の受注範囲は 工程 4～工程 6 および 工程 7 への引継資料整備である。工程 1～工程 3 は発注者側の調達手続であり、受注範囲に含まない。

継続性担保（20 年視聴支援のため必須）

- ・ **代表業者の社内体制変更時の対応:** 組織変更・合併・譲渡等がサービス提供の継続に重大な影響を及ぼす場合は、発注者へ通知する。
- ・ **担当者交代時の引継ぎ手順:** 担当者交代時は引継期間を設け、過去の説明記録・世帯別対応情報を継承。
- ・ **契約期間中の業務終了・移管:** 代表業者の撤退等が発生した場合の第三者移管手順を提案で明示すること。

8.3 打合せ・報告

対応体制要件: ORG-001, ORG-003

- ・ **定例会議体:**
 - 全体進捗会議（月次、第 8.1 節と連動）
 - 承認ポイント承認会議（各承認ポイント直前、第 7 章と連動）
 - 住民対応会議（住民説明期・意思確認期）
- ・ **報告書:**
 - 月次進捗報告書
 - 承認ポイント完了報告書（各承認ポイントの必要成果品と連動）
 - インシデント報告書（発生時速報、24 時間以内）
- ・ **緊急時連絡体制:**
 - 障害レベル別の連絡ルート・時間目標を提案で明示
 - 緊急時は発注者 → 代表業者 → 協力事業者の順で連絡する体制とすること
 - 平日夜間・休日対応の有無を明示

8.4 本業務の納品物

対応体制要件: ORG-002, ORG-003

承認ポイントごとに必要となる成果品を集約した納品物一覧を以下に示す。

納品物	納品の承認ポイント	納品形式	検収基準
対応方針書	G1	PDF + 元データ	書類審査
方式選定根拠書	G1	PDF	書類審査
住民対応計画書	G1	PDF	書類審査
スケジュール計画書	G1	PDF	書類審査
世帯別意思確認記録	G2	PDF + CSV（匿名化処理済）	書類 + 抽出現地確認
合意書一覧	G2	PDF	書類審査
工事完了報告書	G3	PDF + 施工写真一式	書類 + 現地確認
品質検査記録	G3	PDF	書類 + 現地確認
受入試験報告書	G4	PDF	書類 + 立会
受益者視認確認記録	G4	PDF	書類 + 立会
引継資料一式	G25	PDF + 原本データ	書類 + 引継会議
最終評価報告書 (KGI-1/KGI-2 の達成度総括を含む)	G25	PDF	書類審査
最終報告書	G25	PDF	書類審査

納品物	納品の承認ポイント	納品形式	検収基準
対応完了記録・説明 確認様式一式	G4	PDF + 様式テンプレート	対象世帯別の対応、 視聴確認、説明・意思 確認及び期間満了 後の取扱いを確認で きる事

著作権・利用権: 成果物の著作権は原則として湖西市に帰属（受注者の汎用ノウハウを除く）。再利用範囲は契約書で定める。

第 9 章 契約条件

9.1 契約期間

- ・本契約期間: 契約締結日（**令和 8 年 9 月末から 10 月上旬**）～G4 受入試験承認完了まで（**令和 9 年 3 月まで。令和 8 年度内**）
- ・視聴支援に関する契約: G4 承認後の 20 年間（別契約または継続契約として整理）
- ・視聴支援に関する契約には、視聴支援期間満了前の適切な時期に、対象世帯へ満了日、満了後の取扱い、現在の視聴方法を自己負担で継続する場合の手続及び費用その他の選択肢を案内する義務を含める。視聴支援期間満了後に、市へ契約、運用又は費用負担を引き継ぐことは予定しない
- ・視聴支援に関する 20 年間の契約対象は、本業務により契約した有線方式等の視聴サービスの提供及び当該サービスに関する問合せ対応とする。アンテナ調整等に対応した世帯の受入試験完了後の再調整、修理又は交換は、第 9.3 節の契約不適合に該当する場合を除き、当該契約の対象に含めない
- ・事業完了・引継確認（G25）は G4 承認後、令和 8 年度内に実施する。G25 をもって本プロジェクトは終結する

9.2 支払条件

- ・支払は単年度において一括して行うことを基本とし、**年度ごとに支払額を定める分割支払は行わない**。本業務に係る経費は**令和 8 年度予算**に計上するものであり、長期運用（20 年）に要する費用も、20 年間の総額を契約時に確定して初期対応分と併せて支払う。このため、見積においても**年度別の支払額の記載は求めない**（第 9.6 節）
- ・初期対応分（工事等）: G3 工事検収・G4 受入試験承認後の支払いとする。**契約の締結、履行の完了及び支払のいずれも令和 8 年度内に行うものとし**（第 9.1 節）、支払いの時期その他の手続は契約書に定める
- ・長期運用分: **20 年間に要する費用の総額を契約時点で確定する**ことを基本とし、支払いの時期その他の条件は契約書に定める。20 年間の視聴支援期間は本プロジェクトの管理期間ではなく、市への毎年度の運用報告、定例会又は定期的な承認は求めない。ただし、GF の停止・撤去、契約上の手続その他必要な事項に関する連絡調整を妨げない
- ・世帯ごとの対応方式が想定と異なることとなった場合の費用は、提案総額の範囲内で調整するものとし、減額精算は行わない。対象世帯数そのものの変更その他業務の範囲の変更を要する場合は、第 8.1 節の変更管理による（第 9.6 節参照）
- ・賃金水準若しくは物価水準の著しい変動その他受注者の責めに帰することができない事由による契約金額の変更は、**初期対応分について契約約款の定めるところによる。長期運用分は年額改定を行わず、後年度における追加の費用請求は認めない**（第 9.6 節参照）
- ・詳細は契約書で定める

9.3 契約不適合担保責任

- ・ 工事部分については施工完了後の契約不適合への対応期間を設定する
- ・ アンテナ調整等について、施工内容が契約条件又は受入基準に適合しない場合は本節に基づき対応する。一方、受入試験完了後の受信環境の変化、設備の経年劣化、風雨等の外的要因、建物の改修又は対象世帯が所有する機器の故障等に伴う再調整、修理若しくは交換は、契約不適合に該当しない限り本業務の対象外とする
- ・ 詳細は契約書で定める

9.4 法令等の遵守

- ・ 電気通信事業法、放送法、個人情報の保護に関する法律、湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例、湖西市保有個人情報安全管理規程、建設業法（該当時）、労働安全衛生法
- ・ 公正な入札・契約に関する法令

9.5 情報セキュリティ

- ・ セキュリティ分類: 3B（個人情報を含む、LGWAN 系相当の取扱）
- ・ 湖西市情報セキュリティポリシー（2025 年 4 月版）に準拠
- ・ 外部クラウドサービス利用時は様式 3 による事前審査

9.6 見積・価格条件

- ・ 本業務は、発注者が提示する予算額の範囲内で提案を求める方式による。価格のみで優劣を決するものではない。**予算額（上限）は、初期対応と長期運用（20 年）の合計に対するものであり、視聴支援期間 20 年の有線方式等の利用に係る対価を含む。**
- ・ 予算額（上限）は**税抜 15,596,000 円／税込 17,155,600 円**とする。見積書には税抜額と税込額を併記し、**上限額との対比は税込金額により行う**。消費税率は提案書提出日時点の税率による。
- ・ **見積書の様式は任意とする**。発注者が指定するのは記載していただく事項であり、様式・レイアウト・区分の立て方ではない。記載事項及び参考様式は見積書記載要領（別紙）に定める。
- ・ 見積は、**初期対応**（現地確認・受信測定及び対応方針の設計、住民説明・意思確認、受信環境の整備、初期設定・視聴確認）と**長期運用（20 年）**とを分けて記載すること。この 2 区分の分離は第 9.2 節の支払条件に対応するため必須とするが、**それぞれの内訳の項目立ては提案者の判断による**。参考様式に示す区分は標準的な例示であり、提案者は自らの積算の単位に合わせて項目を追加し、変更し、又は統合することができる。
- ・ いずれの区分も**対象 53 世帯に対する一式の額**として記載するものとし、**世帯単位の単価、対応方式ごとの内訳その他の積算根拠の内訳の記載は必須としない**。対応方式の想定世帯数は発注者が共通前提として提示するものであり、提案者はこれを踏まえた**総額**を示せば足りる。内訳を記載することを妨げないが、**審査及び精算の対象とはしない**。
- ・ 発注者が示す共通前提の範囲内で必要な対応を実施することは、**上限額の範囲内における受注者の責任**とする。個々の世帯についていずれの方式を用いるか及びこれに要する費用の配分は受注者の裁量に属する（第 4.3 節の責任分界による）。アンテナの向き調整・引込みその他の対応方式ごとに要する費用も、**この上限額の範囲内で調整するものとする**。
- ・ 提案総額は、発注者が示す共通前提（対象世帯数及び対応方式の想定）に基づく総額とする。**契約後の現地確認により世帯ごとの対応方式が共通前提と異なることとなった場合においても、これによる減額精算は行わず、受注者は提案総額の範囲内で調整するものとする**。
- ・ 現地確認による個別判断を要する 12 世帯は、見積上は有線方式等が必要になるものとして見込むこと。これは提案間の価格比較を同一条件で行うための共通前提であり、実際の対応方式を決定するものではない。
- ・ 対象世帯数そのものの変更その他業務の範囲の変更を要する場合は、第 8.1 節の変更管理により発注者と協議する。

- ・ **初期対応**については、上記にかかわらず、賃金水準若しくは物価水準の著しい変動、法令の改正、災害その他**受注者の責めに帰することができない事由**により提案総額が不適当となったときは、契約約款の定めるところにより、発注者及び受注者のいずれからも契約金額の変更を請求することができる。提案者は、これらの事由に備えた予備費を提案総額に上乘せする必要はない。
- ・ **長期運用（20 年）については、20 年間に要する費用の総額を提案時に確定するものとし、契約期間中の年額改定は行わない。**有線方式等の利用に係る対価その他視聴支援期間 20 年間の視聴継続に必要となる費用は、物価・料金の改定その他の見込みを含めて提案総額に織り込むこととし、**後年度における追加の費用請求は認めない。**
- ・ 前号の趣旨は、発注者が 20 年分の債務を契約時点で確定させ、後年度の予算変動リスクを負わないことにある。長期運用に係る費用を提案時に確定することができない事由がある場合は、その事由と代替となる履行方式を**提案書に明記すること**（後年度に請求するのではなく、提案の時点で発注者が判断できるようにすること）。当該記載は第 6.2.6 の提案要素として評価する。
- ・ **支払は単年度一括（令和 8 年度）を基本とするため、年度別の支払額の記載は求めない**（第 9.2 節）。
- ・ 詳細な見積条件及び記載していただく事項は見積書記載要領（別紙）に定める。

第 10 章 スケジュール概要

スケジュールは絶対月次ではなく、以下の依存関係に基づいて記載する。調達手続（下記 2～7）の確定日程は実施要領（公告時）で提示する。**業務は令和 8 年度内（令和 9 年 3 月まで）に完了することを要する**（第 4.5 節・第 8.2 節）。

1. 予算措置の完了
2. 公告（提案の募集）
3. 質問受付・回答
4. 提案書提出期限
5. 審査（一次: 書類審査／二次: プレゼンテーション）
6. 優先交渉権者決定
7. 契約締結
8. 現地調査・世帯別設計（対象世帯の該当判断を含む。発注者確認事項）
9. 住民説明・意思確認（目安 2 か月程度）
10. [有線方式等を選択する世帯] 電柱等の共架許可申請（目安 2 か月～半年、許可が得られない場合がある）→ 引込・宅内工事
11. [アンテナ調整等を選択する世帯] 共架許可申請を要しないため、住民立会いのもと先行して着工可能
12. 視聴確認・受入試験（G4）→ GF 停止
13. 事業完了・引継確認（G25、令和 8 年度内）→ 本プロジェクト終結。以後 20 年間は契約された視聴支援期間とし、毎年度のプロジェクト上の確認、承認、会議又は報告は行わない

クリティカルパス: 有線方式等を選択する世帯の電柱等の共架許可申請が全体工期の律速要因となる。住民説明・意思確認と共架許可申請は一部並行して進めることができる。

留意事項: 切替・試験の実施時期は、選挙期間や大規模な放送イベント期間を避けるよう計画すること。

以上。